

乾燥設備作業主任者技能講習 案内書

法令根拠 講習内容

- 労働安全衛生法第14条では、労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものは、技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないと定められています。
- そして、労働安全衛生法施行令第6条第8号により、次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業が、乾燥設備作業主任者を選任すべき作業であると定められています。

(作業主任者を選任すべき乾燥設備)

- 熱源を用いて火薬類以外の物を加熱乾燥する乾燥設備（乾燥室及び乾燥機）のうち、別表第一に掲げる危険物等に係る設備で、内容積が1 m³以上のもの
- 乾燥設備のうち、上記の危険物等以外の物に係る設備で、熱源に燃料を使用するものであって、その最大消費量が固体燃料にあっては毎時10 kg以上、液体燃料にあっては毎時10 L以上、気体燃料にあっては毎時1 m³以上のもの又は熱源に電力を使用するもので、定格消費電力が10kW以上のもの

- この講習は、関係法令及び厚生労働大臣告示で定められた科目と時間数の講義により必要な知識と技能を習得し、その作業に従事させる際に必要となる乾燥設備作業主任者の資格を取得していただくためのものです。

申込方法

受付開始：原則、開催日の2ヶ月前(その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日)

申込締切：開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日) なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切ります。

手続方法：窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)の方法があり、詳細はホームページを参照ください。



受講資格

- 乾燥設備の取扱いの作業に5年以上従事した経験を有する者
 - 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業したもので、その後1年以上乾燥設備の設計製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者
 - 学校教育法による高等学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業したもので、その後2年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者
- (※)受講申込書に、従事した経験年数を記入し、事業主の証明を受けて下さい。

講習科目 講習時間

| 講習科目 | | 時間 |
|--|---------------------------|-----|
| 学科講習 | 乾燥設備及びその付属設備の構造及び取扱い | 4時間 |
| | 乾燥設備、その付属設備等の点検整備及び異常時の処置 | 4時間 |
| | 乾燥作業の管理 | 5時間 |
| | 関係法令 | 2時間 |
| 修了試験 | 全ての講義終了後に実施 | 1時間 |
| 合計16時間 … この時間には休憩時間を含んでおりません。 実際の講習では休憩時間を考慮した時間配分となっております。 | | |

受講料

| 受講料(税込) | テキスト代(税込) | 合計(税込) |
|---------|-----------|---------|
| 8,800円 | 1,540円 | 10,340円 |

※キャンセルの場合の取扱いについては、協会ホームページをご確認ください。

修了証

全科目を受講し、修了試験に合格した方に対して、後日、修了証を交付いたします。